

資料 4

医療情報データベース基盤整備事業における 医療情報の取扱いに関する倫理上の取扱い（試行期間用） （案）

第 1 本取扱いの目的

医療情報データベース基盤整備事業（以下「本事業」という。）は、医薬品等の安全対策の向上を目的として、医療情報を利活用するための基盤を整備するものである。

医療情報は、氏名、生年月日等の特定の個人を識別することができる情報を削除しても、その特性上特定の個人が識別される可能性を完全には排除できないことが懸念されることから、個人の尊厳と人権を守るため、本事業の実施にあたり、医療情報の取扱いを整理する。

なお、厚生労働省及び独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「PMDA」という。）は、将来的に、試行期間における実績を勘案した上で、本取扱いを見直すこととする。

第 2 本事業における医療情報の取扱い

協力医療機関及び連携医療機関は、各医療機関内で以下のとおり医療情報を取り扱う。

- （1） 協力医療機関又は連携医療機関は、各医療機関内に既に存在する電子的な医療情報を、本事業で各医療機関内に構築された標準化したストレージに保存する。
- （2） 協力医療機関又は連携医療機関は、（1）の標準化したストレージに保存した情報を、本事業で各医療機関内に構築された統合データソース（分析用に標準化されたデータベース）に、郵便番号は含まれるが、患者の氏名、住所及び患者番号は含まれない状態で保存する。
- （3） 協力医療機関又は連携医療機関は、利活用申出者又は利活用者の依頼に基づき、（2）の統合データソースから、利活用の対象となる医療情報を抽出する。抽出後に、利活用申出者又は利活用者に提供される情報には、患者の氏名、住所、郵便番号、生年月日及び患者番号は含まれない。また、抽出の対象となった患者に新たに付された符号との対応表は作成しない。
- （4） 協力医療機関又は連携医療機関は、（3）で抽出された情報を、利活用申出者又は利活用者の依頼に基づき目視により確認できるようにする。
- （5） 協力医療機関又は連携医療機関は、（3）で抽出された情報を、利活用申出者又は利活用者の依頼に基づき、必要に応じて統計処理をした上で

利活用申出者又は利活用者が利活用できるようにする。

第3 協力医療機関及び連携医療機関における倫理上の取扱い

- (1) 協力医療機関及び連携医療機関は、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（平成16年12月24日 厚生労働省）に基づき、次のように、医療情報の利用目的を公表（院内掲示・ホームページへの掲載等）する。

医薬品等の安全対策等に資するため、厚生労働省及び独立行政法人医薬品医療機器総合機構が実施する医療情報データベース基盤整備事業に、医療情報を匿名化して提供すること

- (2) 協力医療機関及び連携医療機関は、本事業に参加するにあたって、各医療機関における倫理審査委員会の承認を得る必要はない。
- (3) 協力医療機関又は連携医療機関が、各医療機関に構築された標準化したストレージ及び統合データソースに、他の医療機関が保有する医療情報を保存し、利活用申出者又は利活用者の依頼に基づき、統合データソースに保存された医療情報を抽出し、連結不可能匿名化した情報を提供する場合は倫理上の取扱いについては、試行期間において検討する。

第4 利活用申出者及び利活用者における倫理上の取扱い

- (1) 利活用申出者は、利活用に先立ち、PMDAに対し、利活用の目的及び利活用の対象となる情報の範囲を明示して医療情報の利活用の申出を行う。当該申出を受け、PMDAは当該範囲が利活用の目的に照らして最小限であるか審査し、利活用申出者に対して利活用の承認を行う。
- (2) 第2(4)又は(5)により利活用申出者又は利活用者に提供された情報には、氏名、住所、郵便番号、生年月日及び患者番号は含まれず、また、利活用をする上で必要最小限の医療情報以外の情報は含まれない。これは、一般に、特定の個人を識別することができないものであるため、「疫学研究に関する倫理指針」における連結不可能匿名化された情報にあたり、その利活用は同指針の対象ではないと考えられる。したがって、本人からインフォームド・コンセントを受けると及び倫理審査委員会の承認を得て利活用申出者又は利活用者の所属機関の長の許可を受ける必要はない。ただし、利活用申出者及び利活用者は、医療情報の特性に鑑み、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第4.1版」（平成22年2月、厚生労働省）を遵守する等、医療情報を安全に取り扱うために必要かつ適切な措置を講ずることとする。また、利活用申出者及び利活用者は、提供された情報が由来する個人を特定する試

みをしてはならない。なお、利活用申出者及び利活用者は、医療情報の利活用により個人の権利利益を害するおそれがあることを知ったときは、遅滞なく PMDA に通報すること。

- (3) 利活用申出者及び利活用者は、医療情報の利活用により得られた成果物を、他の情報と照合すること等により個人が特定されるおそれがある状態で公表してはならない。ただし、このような場合であっても、その成果物等を厚生労働省又は PMDA が公表する必要があると考える場合は、有識者会議の意見を聴取した上で公表することができる。

第5 その他

本事業の円滑な実施にあたって、医療情報及び疫学研究の特性を考慮した付加的な指針については、必要に応じ、今後、医療情報データベース基盤整備事業協力医療機関ワーキンググループで検討を進めていくこととする。

第6 本取扱いの施行時期

本指針は、平成〇年〇月1日より施行する。